合宿免許契約条件書

＊　お申し込みの際は、必ずこの合宿免許契約条件書をご確認ください。
＊　お申し込みが未成年の方は、親権者（ご両親）の**同意**が必要となります。

（総則）

1．この合宿免許は、株式会社ナンバメイト（以下、「当社」といいます）が企画・募集し実施いたします。
参加されるお客様は、当社と合宿免許契約（以下、「当契約」といいます）を締結することになります。

2．合宿免許の内容・条件は、募集広告（ＷＥＢ・スマートフォン・携帯サイトを含む）、パンフレット、予約確認書面、「入校のご案内」の他、当合宿免許契約条件書および標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

（お申し込みとご契約の成立）

1．当社は、お客様より自動車教習所、入校日、運転免許種別を指定して手配の希望を承り、道路交通法、自動車教習所個別規約、空席状況を確認し、当社が手配を承諾する旨をお客様へ回答した後、お客様からお申し込みをいただきます。なお、お申し込みの方が未成年の場合は、親権者の同意を確認させていただきます。

2．お申し込み後、当社が指定する期日までにお客様が申込金または教習料金全額をお支払いいただいた場合に当契約の成立として取り扱います。「お客様が申込金または教習料金全額をお支払いいただいた場合」とは以下のいずれかの場合を指します。

① 申込金または教習料金全額をお支払いいただき、当社が入金を確認したとき
② 「運転免許クレジット（分割払い）」の場合、お客様の審査の申込手続が完了し、信販会社が当社へローン引き受け通知を発したとき
③ クレジットカード払いの場合、カード会社による認証手続が完了したとき
なお、当社が申込金を収受した場合は、教習料金の一部に充当するか、契約を解除するときの取消料に充当します。

（お申し込み条件）

1．お客様のご都合により合宿教習を中断すること、一時帰宅することはできません。ただし、自動車教習所の許可があり、かつ、再入校時点において教習料金を追加でお支払いいただくなどの追加負担をご承諾いただけることを条件としてお受けすることができます。
なお、一時帰宅を前提とした一部商品はこの限りではありません。

2．複数名でお申し込みいただいた後、一部のお客様が契約を変更または解除する場合、他のお客様全員の契約条件が変更となります。その際、変更に伴って生じる差額はお客様のご負担となります。

3．当社は、お申込みの承諾後や契約が成立した後で、お客様が持病、心身の障害、アレルギー、妊娠または妊娠の可能性があるなど特別な配慮が必要であることを知ったときは可能かつ合理的な範囲内でこれに応じることといたしますが、手配ができないときは、特別条件を付加するか契約を解除することができます。

4．当社は、お客様が次に該当する場合、お申込みの承諾後やご契約が成立した後であっても、契約を解除することができます。

① 免許取消、無免許運転などの行政処分を受け、欠格期間を満了していないことを知ったとき
② 安全運転相談（運転適性相談）、医師の診断など当社が求める手続きがされないとき
③ 入校される自動車教習所の入校不可条件に該当すると知ったとき

5．当社は、次に該当する場合、何らの責任を負うことなく、お申し込みおよび契約の締結を解除いたします。

① お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または合宿教習の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断したとき
② 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者または反社会的勢力と関係すると知ったとき
③ 当社に対し、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれに準ずる行為を行ったとき

（合宿教習開始前の契約の変更および解除）

1．お客様は、いつでも表１の取消料をお支払いいただくことにより、当契約を変更または解除することができます。なお、当契約の変更または解除は、当社の営業時間内に限りお受けします。
当社連絡先　株式会社ナンバメイト　安心ダイヤル　0120-400-026
＜営業時間＞　年中無休（年末年始休暇を除く）　　10：00　～　17：00

表１（変更・取消料の期間および変更・取消料）

入校日の前日から起算してさかのぼって	変更・取消料（おひとり）
21 日前までの変更または解除	無料
20 日前から 4 日前までの変更または解除	20,000 円
3 日前から入校日当日の変更または解除（集合時間までに連絡があった場合）	33,000 円
入校日当日、集合時間までに連絡が無い場合の不参加	44,000 円

2．当社は、当契約が変更または解除されたときは、すでにお支払いいただいている料金の全額または申込金から所定の取消料を差し引いた残額を返金します。
但し、運転免許クレジット（分割払い）・クレジットカードによるお支払いの場合は、上記取消料をご請求させていただきます。
なお、返金時の手数料実費は、いずれもお客様のご負担とさせていただきます。

3．お客様は、契約成立以降次の事由が生じた場合、取消料のご負担なしで当契約を変更または解除することができます。
この場合、返金時の手数料実費は当社の負担とさせていただきます。

（裏面に続く）

① 自動車教習所の事情により、卒業予定日が延期されたとき
② 自動車教習所の事情により、代金が追加増額されたとき
③ 自然災害・暴動・テロ攻撃などにより、代替交通機関が運休したとき
④ 官公署の命令により、合宿教習の安全かつ円滑な実施が不可能な場合
または不可能となる可能性が極めて大きい場合

(合宿教習開始後の契約の変更および解除)

1．お客様のご都合（病気･ケガを含みます）により、自動車教習所への入校手続き後に当契約を変更または解除する場合、自動車教習所の基準により、収受代金から入所金・教材費・受講済みの教習料金・技能検定料・その他お客様のご負担いただく費用を差し引き、ご精算いたします。

2．お客様が、合宿教習開始後のケガ、病気、その他の理由により合宿教習の継続に耐えられないときは、当社は当契約の一部を解除することができます。
その責任が当社にない場合、解除に伴う帰宅費用等はお客様のご負担とさせていただきます。

3．【教習方法ＭＴ１】で教習を開始し、途中でＡＴ車に変更した場合、差額の返金はございません。
【教習方法ＭＴ２】【教習方法ＭＴ３】で教習を開始し、ＭＴ車の教習前および教習開始後の審査、検定を途中で断念した場合もＭＴ車教習すべてを旅程目的の完了として取り扱いますので、差額の返金はございません。

(合宿教習開始後の日程の変更)

1．当社がお客様にあらかじめ提示させていただく卒業予定日とは、自動車教習所が定める合宿教習をすべて期日どおりに終了した場合の卒業可能な日をいいます。学科試験や技能検定の合否、自然災害などの影響による教習中止により期日どおりに終了しないときは、卒業予定日は延期となります。
この場合、当社は旅程保証の対象外として取り扱いとさせていただきます。

2．卒業予定日が延長になった場合、自動車教習所で定められた保証内容まで追加料金は生じません。
ただし、お客様のご事情（寝坊・病気など）による教習・検定・試験等に遅刻・早退・欠席され卒業日が延長となった場合の実費費用はお客様のご負担となります。

3．道路交通法の定める実技教習課程の修了もしくは修了検定に合格する見込みがないと自動車教習所管理者が判断した場合、また仮免許学科試験に３回（五井自動車教習所(旧千葉マリーナドライビングスクール)は２回）不合格の場合は、合宿教習日程を中断し、お客様には一時帰宅していただきます。このときの交通費はお客様負担とさせていただきます。

4．前項の場合、一時帰宅後の合宿教習日程の再開は、仮免許学科試験の合格、再入校時点の教習料金との差額や交通費の負担等、特別条件の付加を改めてお客様へ提示し、ご承諾いただいた上でお引き受けいたします。

(宿舎の変更)

1．合宿教習期間中に滞在する宿舎は、あらかじめ当社が施設名を確約した場合を除き、同等の施設の中から当社が任意に指定いたします。

2．合宿教習期間中に、宿舎または宿泊室の移動を行う場合があります。
この場合、同等の施設への移動となります。

3．前項の同等の施設とは、宿泊室における一人あたりの広さ、付帯設備に著しい格差がない施設をいいます。自動車教習所からの距離、周辺の環境、築年数や改装時期はこれに含みません。

4．お客様単独または複数名で宿泊室を専有する場合、宿泊室を専有することができる期間は、当社がお客様にあらかじめ提示する卒業予定日を限度とさせていただきます。なお、卒業予定日を超過して合宿教習を受講する場合は、原則として相部屋をご利用いただきます。

(特別補償)

1．当社は、当社に責任が生ずるか否かに関わらず、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部の特別補償規程により、お客様が合宿教習に参加する期間中に急激且つ偶然な外来の事故により、その生命、身体、または携行品に発生した損害を表２の範囲内で補償致します。

表２　特別補償

補償	補償金額
死亡補償金（既に支払った後遺障害補償金がある場合は差額以内）	1,500 万円
後遺障害補償金	標準旅行業約款特別補償規程に基づく額
入院見舞金(入院日数による)	入院見舞金　2～20 万円
通院見舞金(通院日数による)	通院見舞金　1～ 5 万円
携行品損害補償金（免責 3,000 円）	1 個 1 対の上限 10 万円、最大 15 万円

2．お客様のこうむられた生命、身体への損害の原因が脳疾患、心疾患、消化器疾患、ショック症状などお客様の持病や体質等に起因するもの、故意、法令違反、重過失、自殺行為、飲酒酩酊、交通違反、山岳登坂、ダイビング・遊泳や立ち入りを禁止された区域への侵入・入水またはこれに類する危険な行為に起因するもの、地震、噴火、津波及びこれらに随伴して生じた事故や秩序の混乱に基づいて生じた事故であるときは、当社は本項の補償金及び見舞金を支払いません。

3．お客様のこうむられた携行品への損害の原因が、故意、法令違反、置き忘れや紛失などの重過失、交通違反、補償対象品の瑕疵や自然の消耗、外観の損傷であっても補償対象品の機能に支障をきたさない損害によるもの、地震、噴火、津波及びこれらに随伴して生じた事故や秩序の混乱に基づいて生じた損害であるときは、当社は本項の携行品損害補償金を支払いません。

2025 年 4 月 1 日　発効
株式会社ナンバメイト　〒542-0012　大阪市中央区谷町 9-5-15　中田ビル 2 階　代表取締役　時野　学
大阪府知事登録旅行業　第 2 種　2885 号
一般社団法人　全国旅行業協会　正会員　総合旅行業務取扱管理者　松本　由佳